

建築士法第23条の6の規定による 「設計等の業務に関する報告書」 の提出にあたって！

平成19年から始まったこの「業務報告書」の制度につきましては、日ごろ設計事務所の皆さまにご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。

これからも同報告書の収受業務等の円滑化に努めているところですが、下記の事項について不備が散見されることがありますので、改めて、ご確認いただくとともに、作成にあたってはご注意くださいますようお願いいたします。

【特に確認いただきたい事項】

① 【第三面】

- ・ 第一面で記載した期間での所属建築士を全て記載していますか。
- ・ 事業年度の途中で所属から外れた建築士氏名の下に「(～○年○月○日)」が記載してありますか。また、当該ページ下段の建築士の人数欄からは外していますか。
- ・ 事業年度の期間より後に所属した建築士の記載が入っていませんか。
- ・ 管理建築士が当該事業年度の期間内で交代した場合、そのことを書き表していますか。
- ・ 定期講習を受けた日の記載欄に管理建築士講習の修了日や建築士の登録日などを間違っ
て記入していませんか。

② 【第四面】

- ・ 第三面に記載のない建築士が第四面に記載されていませんか。
- ・ 途中で所属から外れた建築士がその日以降の業務を担当していませんか。

【ご注意ください事項】

次の事項については、業務報告書とは別に(一社)神奈川県建築士事務所協会へ「変更の届出」の提出が必要となりますのでご注意願います。

- ◆ 業務報告書に記載した開設者の情報や建築士の変更をした場合。
- ◆ 所属建築士の資格が変更になった場合や名字が変わった場合。

※ 業務報告書第1～5面の記入例を当課のホームページに掲載しています。

～ 備考 ～

既に業務報告書を提出されていて、誤記等にお気づき方は、提出から1週間以内であれば差し替えに対応することも可能ですので、お問合せください。

※ 差替えを希望される場合

建築士事務所の一級、二級、木造の種別と神奈川県知事登録番号と収受日をメモ用紙でも構いませんので、明記して差替える書類と併せて窓口か郵送でご提出ください。

問合せ先
神奈川県土整備局建築住宅部建築安全課
指導監督グループ(業務報告書担当)
電話 045-210-6262

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
横浜 次郎	一級建築士 管理建築士	0000		RO.O.O	構造設計一級建築士	000	RO.O.O
中区 三郎 (RO.O.O退所)	二級建築士	00000	神奈川県	RO.O.O			

直近の定期講習受講日
(一級・二級・木造)

年度途中で建築士が退職した場合など

所属建築士名簿に記載すべき建築士とは

他人の求めに応じ報酬を得て、業として行う設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理(=設計等)について、**実務を行う建築士**です。したがって、資格を持っていても、経営などに専念し、設計・工事監理などの業務を全く行わない場合は、記載しないで下さい。

なお、所属建築士名簿に記載のない建築士は、業として設計等を行うことはできません。

所属建築士名簿の変更に関する注意点

業務報告書の提出と所属建築士の変更は別の手続きです。所属建築士に変更が生じた場合は、**神奈川県建築士事務所協会に変更届を提出**して登録内容を変更する必要があります。

	一級建築士	1	名
計	二級建築士	0	名
	木造建築士		名
	構造設計一級建築士	1	名
	設備設計一級建築士		名

決算日に所属建築士と
なっている人数